

審議会等の会議の開催結果

1 会議の名称	平成 2 8 年度第 1 回加東市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	平成 2 8 年 5 月 1 9 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 2 3 分まで
3 開催場所	加東市役所 3 階 3 0 1 議室
4 議題及び審議の概要	<p>議題及び審議結果</p> <p>諮問事項(1) 平成 2 8 年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について 事務局より資料に基づき説明し、原案のとおり決定</p> <p>報告事項(1) 平成 2 7 年度加東市国民健康保険特別会計決算見込み 事務局より資料に基づき説明し、了承</p> <p>(2) その他</p> <p>審議の概要</p> <p>(1)平成 2 8 年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について (事務局) 会議資料 3 ページに基づき説明</p> <p>(議 長) 私から質問させていただきたいのですが、近隣市町、県下では課税限度額の統一がされているのかどうかお聞かせいただけますでしょうか。</p> <p>(事務局) 大半の市町が改正をされています。</p> <p>(2)平成 2 7 年度加東市国民健康保険特別会計決算見込みについて (事務局) 会議資料 4 ページから 7 ページに基づき説明</p> <p>(委 員) 歳入の部分に、国庫支出金、県支出金、財政調整交付金とあります。先ほどの説明では自治体の財政力に応じて調整するというようなことをおっしゃっていましたが、もう少し具体的にお教え願えませんでしょうか。加東市の財政力は強いのか、弱いのか。それとも平均的なのか。財政力が強ければあまり交付金がないということでしょうか。</p> <p>(事務局) 財政調整交付金には、普通調整交付金と特別調整交付金があるのですが、普通調整交付金は、各市町間において財政力の不均衡を是正するために交付されるものです。一方、特別調整交付金は、地域の</p>

	<p>実情に応じた市町村の保健事業等医療費の適正化の取組に対して交付されているものです。市がどれだけ努力をして保健事業を推進するかというものであります。</p> <p>(委員) がんばっているから、たくさん交付しましょうというものなのですか。</p> <p>(事務局) 保健事業でいえばジェネリック医薬品の差額通知や医療費通知を各被保険者に送ることによって、皆さんの医療費等がどれだけかかっているかという内容を通知させていただいております。</p> <p>(委員) 啓発事業ということですか？</p> <p>(事務局) そうです。</p> <p>(委員) 通知は、全員にしているのですか。</p> <p>(事務局) そうです。お知らせしているのは、10割負担での金額をお知らせしているので、驚かされている方もいらっしゃるかと思います。</p> <p>(議長) これをもちまして、本日の国民健康保険運営協議会を終了します。</p> <p>午後2時23分閉会</p>
5 傍聴者数	0人
6 問合せ先	加東市役所 保険・医療課 電話(43)0500
7 その他	運営協議会委員9名全員の出席により、協議会成立